

全国土地改良事業団体連合会担い手育成支援事業助成金交付規程

平成23年4月12日 制定

(趣 旨)

第1 全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）は、農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2305号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）に基づき償還利息の一部に相当する額を助成するため、要綱第10の1の規定に基づきこの規程を定め、助成金はこの規程の定めるところにより交付するものとする。

(助成金の交付方法)

第2 助成金の交付は、全土連から事務委託を受けた都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）が、要綱第9の1の（2）に基づく全土連の認定を受けた土地改良区又は市町村（以下「土地改良区等」という。）との間に締結する担い手育成支援事業助成金交付契約（別記第1号様式）によって行うものとする。

(助成金の交付期間)

第3 助成金の交付を行う期間は、担い手育成支援計画に定めた助成期間以内とする。

(助成金の額)

第4 毎年の助成金の交付額は、担い手育成支援計画に定めた助成予定額以内とする。
2 助成金の額の算出に用いる受益者負担金又は償還金を平成10年4月1日以降に借換え、かつ、それによって助成金の額が増える場合又は増え得る場合には、当該借換えによる償還金は助成金の算出に用いる償還金とはしないものとする。

(助成金交付の申請)

第5 助成金の交付を受けようとする土地改良区等は、要綱第10の3の（1）に基づき、助成金の交付を受けようとする各年度において、担い手育成支援事業助成金交付申請書（別記第2号様式）に担い手育成支援事業助成金計算書（別記第3号様式）を添付して、地方土連に対して申請を行うものとする。
2 第1項の申請に係る助成金については、当該年度の4月1日から3月31日までの間に負担又は償還する受益者負担金又は償還金（繰上げ償還金は含めない。）について、要領別紙5の第10により算定された額とする。なお、担い手育成支援事業助成金交付申請書の提出期限は、各年度の6月末までとする。

(助成金の交付)

第6 地方土連は、土地改良区等から助成金の交付申請があり、審査の上、その内容が適当であると認めるときは、助成金を9月末までに交付するものとする。

(助成金の返還等)

第7 地方土連は、担い手育成支援事業の助成金の交付を行っている土地改良区等において、要綱第10の4に定める用途以外に助成金が充てられたと認められた場合又は要綱、要領及びこの規程に違反した場合（土地改良区等が他の団体に助成金の配分を行っている場合は、当該団体において要綱第10の4に定める用途以外に助成金が充てられたと認められた場合又は要綱、要領及びこの規程に違反した場合を含む。）は、土地改良区等から既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(助成金の用途)

第8 土地改良区等は、交付された助成金の全てを担い手育成支援計画に定める用途に充てるものとする。

(報告等)

第9 助成金の交付を受けている土地改良区等は、要領別紙5の第9の1の(1)に基づき、毎年度、当該年度の事業実績（別記第4号様式）を地方土連に報告するものとする。

2 地方土連は、土地改良区等から事業実績の報告があり、審査の上、その内容が適当であると認めるときは、当該実績（別記第5号様式）を全土連及び都道府県に報告するものとする。

第10 助成金の交付を受けている土地改良区等は、要領別紙5の第9の1の(2)に基づき、要領別紙5の第5の1の(1)、第5の2、第5の3のいずれかの要件を達成した場合、又は、要領別紙第10の1の①に示す別記「利子助成限度の適用基準」に掲げる目標水準2又は3の集積要件を達成した場合には、地方土連に要件達成の報告（別記第6号様式）を行うものとする。

2 第1項の要件達成の報告は達成年度の3月末までに行うものとし、報告書のうち「事業認定後増加面積」の算定に用いる報告時の経営等農用地の面積は、所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する（農業経営委託を受ける場合を含む。）農用地にあつては当該年度の3月1日時点における実面積、農作業受託により農作業を行っている農用地にあつては、当該年度の3月1日時点における次年度作付の契約に係る実面積とする。

3 地方土連は、土地改良区等から第1項の要件達成報告があつたときは、都道府県知事に対して承認を申請（別記第7号様式）するものとし、都道府県知事から承認の通知があつたときは、その旨を全土連に報告（別記第8号様式）するとともに、土地改良区等に通知（別記第9号様式）するものとする。

第11 地方土連は、担い手育成支援事業の助成金の交付を行っている土地改良区等に対し、助成金に対する報告を求め、又はその職員をして当該交付金に関する帳簿、書類等の調査を求めることができるものとする。

2 担い手育成支援事業の助成金の交付を受けている土地改良区等は、その期間中に地方土連より助成金に関する報告を求められ、又はその職員をして当該交付金に関する帳簿、書類等の調査を求められた場合は、これに協力するものとする。

附則 この規程は、農村振興局長の承認のあった日(平成23年4月25日)から施行する。

2 要綱第10の5の都道府県からの助成補助金が交付される時期との関係から、助成金を9月末までに交付することができない場合にあつては、第6の規定にかかわらず、地方土連は、全土連と協議のうえ年度内に別途の日を定め交付することができるものとする。

(別記第1号様式)

担い手育成支援事業助成金交付契約書

全国土地改良事業団体連合会から事務の委託を受けた〇〇県土地改良事業団体連合会会長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇土地改良区理事長（又は〇〇市町村長）〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、全国土地改良事業団体連合会担い手育成支援事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）に基づき、甲が行う担い手育成支援事業に係る助成金の交付について、次の条項により契約を締結する。

第1条 甲は、交付規程の定めるところにより、乙に対し助成金を交付する。

2 乙は、助成金の交付を受けるに当たり、交付規程とこの契約を遵守するものとする。

第2条 甲が乙に対して交付する助成金の額は、交付規程第5の規定により算出した額とする。

第3条 乙は、交付規程第5の規定により助成金の交付を申請するときは、担い手育成支援事業助成金交付申請書に担い手育成支援事業助成金計算書を添付して行うものとする。

第4条 甲は、乙から前条の申請書を受理したときは、交付規程第6の規定により助成金を交付するものとする。

第5条 甲が助成金を交付した後、その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合には、乙は当該適当でないと認められた額を次により甲に返還するものとする。

ア 乙は、甲の指定した納付の日までに納付するものとし、故意又は重大な過失が乙にあると認められた場合は、助成金の交付の日から甲が指定する納付の日までの日数に応じ、当該適当でないと認められた額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えた額（以下「返還金」という。）を返還する。

イ 乙は、アに定める期間内に返還金を納付しなかった場合には、当該返還金のほか、アの期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該返還金に年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払う。

第6条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により乙が交付規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する助成金の交付を打ち切り、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

第7条 乙は、助成金に関し、甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該交付金に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合は、これに協力しなければならない。

第8条 この契約の内容に変更を加えようとするとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度、甲、乙の協議により定めるものとする。

第9条 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

住 所

甲 全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

(交付申請者)

乙 住所
〇〇土地改良区
理事長 印

又は
〇〇市町村
市町村長 印

(別記第2号様式)

平成〇〇年度担い手育成支援事業助成金交付申請書

(文書番号)

年 月 日

全国土地改良事業団体連合会

会長 事務受託者

〇〇県土地改良事業団体連合会

会長 殿

(交付申請者)

住所

〇〇土地改良区

理事長 印

又は

(〇〇市町村)
(市町村長) 印

担い手育成支援事業助成金交付規程第5の規定に基づき、平成〇〇年度の助成金の交付を受けたいので申請します。

地 区 名	(認定地区番号 :)
助成限度利息	%
申 請 交 付 額	千円

送金先

(1) 金融機関名

(2) 口座名義人

(3) 口座種別

(4) 口座番号

(3) 土地利用高度化加算後に係る助成額の算出

項目 償還 年度	※ 助成限 度利息 (%)	合算年償還額(総額)		10a 当たり指標			助成金交付基準額⑥			円/10a		
		年償還額	元金償還	約定利息	助成度利息	助成度償還	超過1	超過2	助成額⑮ min⑩,⑭	償還額	全体額(土地利用高度化加算後)	
		年償還額	元金償還	約定利息 ③=①-②	助成度利息 ⑫	助成度償還 ⑬=②+⑫	超過1 ⑦=①-③	超過2 ⑭=①-③	助成額⑮	償還額 ⑯=①-⑥	年償還額	助成予定額 ⑰
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
計												

※ 助成限度利息から土地利用高度化加算分(1%)を引いた利息とする。
 注) 土地利用高度化加算の助成が無い場合は、本資料は省略する。

(4) 全体助成額

項目 償還 年度	※ 助成限 度利息 (%)	合 算 年 償 還 額 (総額)			対象受益面積			1 0 a 当 たり 指 標					円/10a			
		年償還額	元金償還	約定利息	助成限 度利息	加算後 ⑩	加算前 ⑪	加算分 ⑫=⑩-⑪	ha	元金償還 ⑬	約定利息 ⑭=⑬-⑬	助成限度利息 ⑮		加算後助成額 ⑯	加算前助成額 ⑰	加算分助成額 ⑱=⑯-⑰
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
計																

※ 助成限度利息から土地利用高度化加算分(1%)を引いた利息とする。
 注) 土地利用高度化加算の助成が無い場合は、本資料は省略する。

(別記第4号様式)

平成〇〇年度担い手育成支援事業実績報告書

(文書番号)
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

(交付申請者)
住所
〇〇土地改良区
理事長 印
又は
〇〇市町村
市町村長 印

担い手育成支援事業助成金交付規程第9の規定に基づき、平成〇〇年度の事業実績を報告します。

1. 助成金の使途

地 区 名	(認定番号)
助成限度利息	%
助成金交付額	千円
助成金の使途	調整活動費 内 訳： 千円
	高度化経費 内 訳： 千円
	負担金軽減経費 内 訳 千円

※助成金の使途を示す証拠書類は、求めにより提出できるよう保管管理する。

2. 調整活動状況

年 月 日	活 動 内 容

3. 利用集積状況

担い手 農家番号	事業認定時 面積 (ha)			事業認定後 増加面積 (ha)			受益面積①	ha
	地区内 ②	地区外 ③	合計 ④=②+③	地区内 ⑤	地区外 ⑥	合計 ⑤+⑥	農用地 集積増加率 (%)	農用地 利用集積率 (%)
							⑤/④	(②+⑤)/①
計								

- 注) 1. 利用集積状況は、個々の担い手ごとに記入する。
 2. 「事業認定時面積」とは、事業認定時における経営等農用地の面積をいう。
 3. 「事業認定後増加面積」とは、事業認定後に増加した経営等農用地の面積をいう。

4. 土地利用高度化状況

昭和60年の都道府県の耕地 _{本地} 利用率の平均	%	地区の耕地 _{本地} 利用率	%
認定時の耕地 _{本地} 利用率	%	地区の耕地 _{本地} 利用率	%
知事の定めた耕地 _{本地} 利用率	%	地区の耕地 _{本地} 利用率	%
都道府県の飼料作物の作付率	%	地区の飼料作物の作付率	%
選択作物の指標値	%	地区の選択作物の作付割合	%
①. 選択作物の市町村の作付割合	%		
・	%		
計	%		
②. ①の指標計算	%		

- 注) 1. 要領第6の2の要件に該当することが確実であることを都道府県知事が認定した事項について記入する。
 2. 土地利用率は、耕地利用率または本地利用率のいずれかを選択する。
 3. 選択作物の指標値は、要領第6の2の(3)の計算により記入する。なお、作物名及び市町村名が複数となる場合は、①にそれぞれ区分して「作物名(市町村名)」と記入するものとする。

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿
(〇〇県知事 殿)

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

助成金交付総額、利用集積等について担い手育成支援事業助成金交付規程第9の2の規定に基づき、平成〇〇年度の実績を報告します。

1. 助成金交付総額等について

助成金交付総額		千円 (うち都道府県補助金 千円)								
助成限度利息		%								
地区名 (認定地区 番号)	交付額 (千円)	助成金の使途			調整活動 状況	利用集積状況				
		調整活動 (千円)	高度化 (千円)	負担金 軽減 (千円)		増加面積 (ha)			増加率 (%)	集積率 (%)
						地区内	地区外	合計		
計										

2. 土地利用高度化状況について

地区名 (認定地区 番号)	認定した 要件	17年度以降の 要件	指標及び実績					備考		
				17 年度	18 年度	19 年度	20 年度		21 年度	
			指標							
			地区							

- 注)1. 「認定した要件」には、「担い手育成支援事業実施要領の一部改正について」(平成17年9月30日付け17農振第1087号農村振興局長通知)による改正前の要領第6の2により知事が認定した要件を記載する。
この場合、例えば「昭和60年における土地利用率の平均を超えること」で認定を受けた地区は「(1)の①」と記載する。
2. 「17年度以降の要件」「指標及び実績」には、要領第6の2による別記第4号様式の4. 土地利用高度化状況から記載する。
3. 「備考」には、要領第6の2の(3)により認定を受けた地区について、当該地区が重点的に取り組む作物名を記載する。

(別記第6号様式)

(文書番号)
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 殿

(交付申請者)
住所
〇〇土地改良区
理事長 印
又は
〇〇市町村
市町村長 印

担い手育成支援事業助成金交付規程第10の規定に基づき、要件を達成したことを報告します。

地区名		(認定番号)						受益面積①	ha
達成要件									
利用集積状況	担い手 農家番号	事業認定時 面積 (ha)			事業認定後 増加面積 (ha)			農用地 集積増加率 (%) ⑤/④	農用地 利用集積率 (%) (②+⑤)/①
		地区内 ②	地区外 ③	合計 ④=②+③	地区内 ⑤	地区外 ⑥	合計 ⑤+⑥		
	計								
土地利用 高度化 状況	昭和60年の都道府県の耕地 本地利用率の平均				% 地区の耕地 本地利用率				%
	認定時の耕地 本地利用率				% 地区の耕地 本地利用率				%
	知事の定めた耕地 本地利用率				% 地区の耕地 本地利用率				%
	都道府県の飼料作物の作付率				% 地区の飼料作物の作付率				%
	選択作物の指標値				% 地区の選択作物の作付割合				%
	①. 選択作物の市町村の作付割合								
	a. 〇〇〇 %								
	b. 〇〇〇 %								
	計 〇〇〇 %								
	②. ①の指標計算								%

※要件達成を確認できる証拠書類を添付する。

注) 1. 利用集積状況は、個々の担い手ごとに記入する。

2. 「事業認定時面積」とは、事業認定時における事業地区外も含めた経営等農用地の面積をいう。

3. 「事業認定後増加面積」とは、事業認定後に事業地区内において増加した経営等農用地の面積をいう。

4. 土地利用率は、耕地利用率又は本地利用率を選択する。

5. 選択作物の指標値は、要領第6の2の(3)の計算により記入する。なお、作物名及び市町村名が複数となる場合は、①にそれぞれ区分して「作物名(市町村名)」と記入するものとする。

(別記第7号様式)

(文書番号)
年 月 日

〇〇県知事 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

担い手育成支援事業助成金交付規程第10の規定に基づき、以下の地区における要領第6の要件の達成の承認を申請します。

区分	地区名	認定地区番号	達成要件
利用集積状況			
土地利用高度化状況			
広域・専業状況			

※別記第6号様式の写し及び要件達成を確認できる証拠書類を添付する。

(別記第8号様式)

(文書番号)
年 月 日

全国土地改良事業団体連合会
会長 殿

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会 長 印

以下の地区における要領第6の要件の達成について、〇〇県知事から承認する旨通知があったので、担い手育成支援事業助成金交付規程第10の3の規定に基づき報告します。

区分	地区名	認定地区番号	達成要件
利用集積状況			
土地利用高度化状況			
広域・専業状況			

(別記第9号様式)

(文書番号)
年 月 日

〇〇土地改良区
理事長 殿
又は

(〇〇市町村
市町村長 殿)

全国土地改良事業団体連合会
会長 事務受託者
〇〇県土地改良事業団体連合会
会長 印

以下の地区における要領第6の要件の達成について、〇〇県知事から承認する旨通知があったので、担い手育成支援事業助成金交付規程第10の3の規定に基づき通知します。

地 区 名	認 定 地 区 番 号	達 成 要 件